

## 第22 契約上の地位の移転（新設）

### 第539条の2

契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方が当該譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

これまで異論がなかったとおり、譲渡人と譲受人との合意によって、当該契約の当事者の地位が移転することとし、ただ契約の相手方の利益を無視し得ないことから、その承諾を得ることとしたものである。

この合意の効果として、譲渡人は契約関係から離脱することになる。